



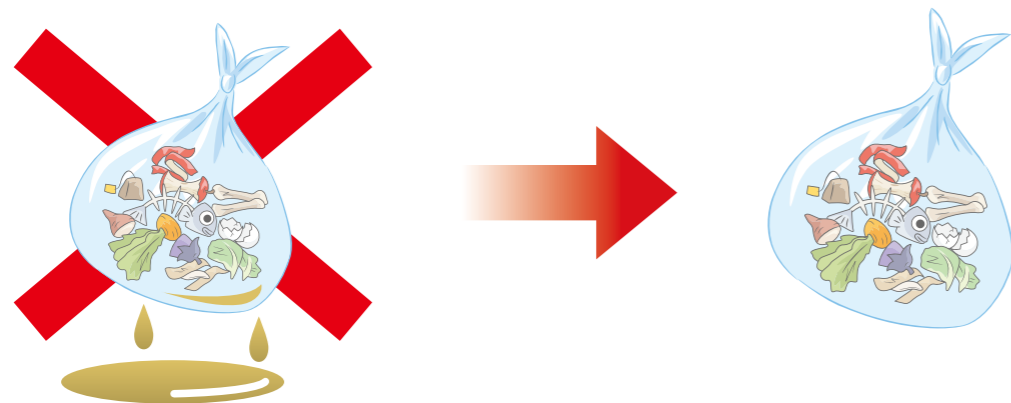
## 資源・ごみを排出する際の注意点

### ① 収集日の朝 8 時までにお出してください。

事業活動時間に合わせた収集は行っておりません。  
新宿区内に清掃工場が無い、道路交通事情などの理由から時間を指定しての収集は行っていません。  
事業者を含めて区に排出される皆様には収集日\*の朝8時までの排出をお願いしています。  
\*収集日は「資源・ごみの正しい分け方・出し方」、区のホームページでご確認ください。

### ② 水分・油分は十分に切ってお出してください。

**水分・油分・汚泥等の液状のごみは収集できません。**  
ごみ収集車は、水分などの液状なものを収集することを想定して作られていません。また、収集時に  
通行人等への飛散事故の原因となります。なお、油分は凝固剤で固めるか、新聞紙・布等に染み込ませ  
るなどしてお出してください。



### ③ 資源・ごみは家庭系と事業系に分けてお出してください。

家庭の資源・ごみを混入してお出しになっても  
無料になりません。誤解を招かないよう別々での  
排出をお願いします。

また、シールが正しく貼られていない、正しく  
分別されていないなどの資源・ごみは収集できま  
せんのでご注意ください。



### ④ 事業系の粗大ごみはすべて自己処理です。

事業系の粗大ごみは自己処理責任のため、粗大ごみ受付センターへの申込みはできません。  
直接廃棄物処理業者に依頼してください。

問い合わせは

新宿清掃事務所	下落合 2-1-1	☎03-3950-2923
新宿東清掃センター	四谷三栄町 10-16	☎03-3353-9471
歌舞伎町清掃センター	歌舞伎町 2-42-7	☎03-3200-5339

2023年 10月発行



## 事業系の資源・ごみの出し方

区に  
排出  
する

# 事業系の資源・ごみは、 すべて有料です!

新宿区の有料ごみ処理券(シール)を貼ってお出してください。



## 事業系の資源・ごみの基礎知識

### ① 事業者が排出する資源・ごみは、自己処理が原則です!

会社、お店、事業所やその他の事業活動に伴って排出される資源・ごみは、排出事業者自らの責  
任で適正に処理することが法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条第一項)により定めら  
れています。自ら処理できない場合には、許可業者\*へ委託して適正に処理しなければなりません。

☆事業系の資源・ごみとは、商店や会社などの事業活動だけではなく、営利を目的としない教育、福祉などの公共公益事  
業などから排出される資源・ごみも含まれます。従業員等が飲食した後に出る弁当がら、びん、缶、ペットボトルなど  
も事業系の資源・ごみになります。

### ② 新宿区が収集できる事業系の資源・ごみとは

自ら処理することができず、許可業者への委託も困難な小規模事業者に限り有料で収集を行って  
います。なお、新宿区では一般家庭から排出される資源・ごみの収集に支障が無い範囲で、事業系  
の資源・ごみを収集しています。区の排出・分別方法に従って排出できない場合には許可業者\*へ委  
託して処理してください。

\*許可業者については、区のホームページから「事業系のごみ」で検索してください。





排出する際には、必ず下記にある新宿区のルールに従って排出してください。シールが正しく貼られていない、正しく分別されていないなどの資源・ごみは収集できませんのでご注意ください。

## 事業系有料ごみ処理券(以下シール)について

### 1 事業系の資源(古紙、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ・乾電池)・ごみは全て有料です!

事業系の資源・ごみには、新宿区の有料ごみ処理券(シール)を必ず貼付して排出してください。シールは、右の標識のあるお店(区内コンビニ等)か、区役所(本庁舎7階)、清掃事務所、清掃センター、特別出張所で販売しています。各シールの料金は下記のとおりです。

●事業系有料ごみ処理券(令和5年10月1日改定)

特大・70ℓ相当(☑マーク専用)	1セット 5枚(1枚609円)	3,045円
大・45ℓ相当	1セット 10枚(1枚391円)	3,910円
中・20ℓ相当	1セット 10枚(1枚174円)	1,740円
小・10ℓ相当	1セット 10枚(1枚87円)	870円



### 2 シールの貼付方法

#### 記名方法

シールにはお店や会社の名前、屋号などを記入してください。



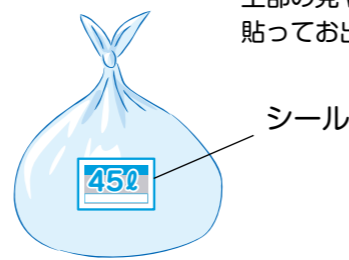
#### 【燃やすごみ、金属・陶器・ガラスごみを出す場合】

##### 容器で直接出す場合



容器内のごみの上に新聞紙等を置き、その上にシールを貼ってお出してください。

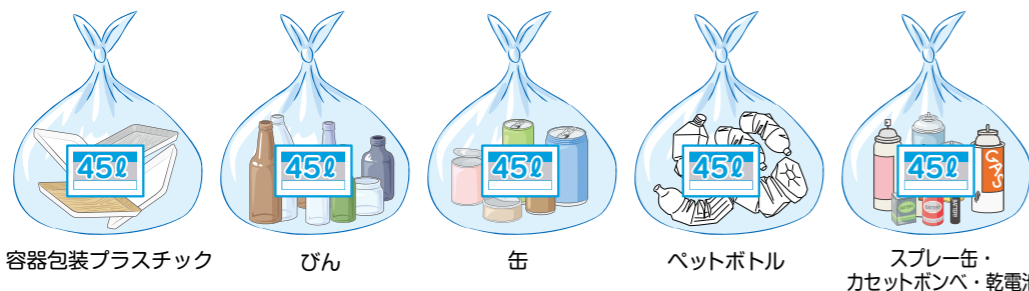
##### 袋で出す場合



上部の見やすい場所に貼ってお出してください。

#### 【容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ・乾電池を出す場合】

##### 袋でお出してください



容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル、スプレー缶・カセットボンベ・乾電池をそれぞれ別の袋に入れて、袋の大きさに応じたシールを貼ってお出してください。

### 3 シールの選び方

#### 容器で出す場合

容器内の資源・ごみ量に応じてシールを選んでください。容器の内側にある目盛りを目安に選んでください。



#### 袋で出す場合

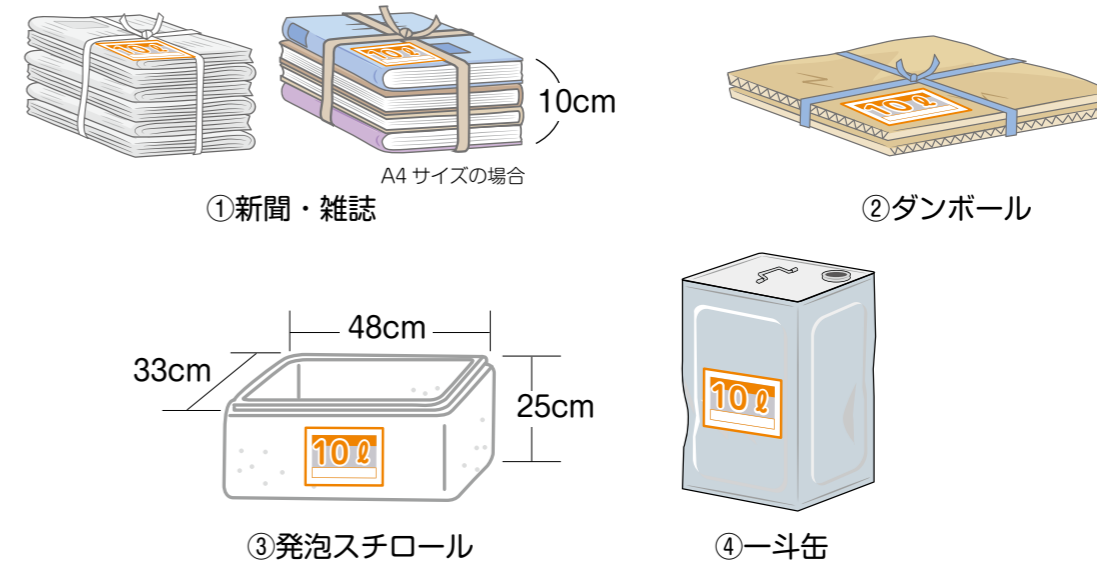
ごみ量に応じてではなく、袋の容量に合ったシールを選んでください。ごみ袋の容量は、袋を購入時の外袋などに記載されています。燃やすごみは45ℓまでの袋でお出してください。なお、半透明のスーパーのレジ袋等を利用する場合は、下記の基準でご判断ください。

袋の大きさ(底辺×高さ)	シールの種類
35cm × 45cm	20ℓ
30cm × 35cm	10ℓ



(例) 10ℓ + 20ℓ  
(容量に合ったシールがないときは組み合わせてお使いください。)

次のもの限り、直接シールを貼って出すことができます。



品物	単位	10ℓシール
①新聞・雑誌	高さ10cmにつき (新聞は4つ折りA4サイズ)	1枚
②ダンボール	2枚ごと (みかん箱大が目安)	1枚
③発泡スチロール	1個につき (寸法: 33cm × 48cm × 25cm)	1枚
④一斗缶(18ℓ)	1個につき	1枚

※単位の大きさは平均的な寸法です。